

「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例（中間案）」に対する意見募集結果及び本委員会の考え方（正副委員長案）

- 1 意見募集期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月26日（金）
- 2 意見募集の結果 意見提出件数：41件（意見提出者数：5名）
- 3 意見の概要及び本委員会の考え方（案） 下記のとおり

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
1	全般	<p>栽培製茶業者の方は採算の取れる状況が続ければ、今後とも継続されるでしょうが、零細な自家消費あるいは、知り合いにと栽培される茶園は、高齢化と共に今後も減り続け、荒れて山のようになった茶園が増え続けるのは、機械化も出来ない、大型機械は使えない・・・仕方の無いことかもしれません。</p> <p>秋口、粉茶にするためか煎茶（二番茶）が多くなった様ですが、大手業者が買いあさり、煎茶が無くなったりという噂もありました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の制定を機に、茶業者の経営改善に資するよう、県として伊勢茶の更なる消費の拡大及び普及の促進に向けた取組を行っていくものと考えております。
2	全般	<p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例や花とみどりの三重づくり条例など、本県の他の振興条例や施策推進条例では、財政上の措置について規定が設けられていることが多いが、本条例中間案では設けられていない。このことは、他の施策分野と比べて、伊勢茶振興は財政上劣後してもよいという誤ったメッセージになるおそれもあると考えるため、本条例においても財政上の措置について規定してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例に基づく施策の推進に当たっては、県が必要な財政上の措置を講じることは当然であり、財政上の措置を明記している他の条例と比べ、劣後するわけではありません。また、この条例では、県が財政上の措置も含めた様々な措置を講じることを規定していることから、単なる財政上の措置の規定は明記していません。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
3	前文	「伊勢茶はお伊勢参りとも関わりが深く、お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなすとともに」について、「お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなす」の部分に主語がなく、「伊勢茶は（……）もてなす」と読み誤るおそれもあると考えられるため、何か主語を設けて「旅籠等がお伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなす」などとするか、受動態にして、「お伊勢参りを行う旅人が伊勢茶でもてなされる」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時、不特定の多くの人が旅人に伊勢茶でもてなしたとされるため、主語を省略しています。
4	前文	大黒屋光太夫の紹介も入れてはどうか。茶に関する三重県出身の人物名の記載が大谷嘉兵衛だけなのが気になる。数年前に開かれたM i e M uでの伊勢茶展示では、何名かのパネル展示があった気がする。数名記載するほうが、県内のたくさんの方に关心を持ってもらえるのでは。	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見のとおり、三重県から我が国の茶業の発展に貢献する偉人を輩出しているところですが、前文ではその代表として大谷嘉兵衛について記載しているものです。 なお、この条例の制定を機に、大谷嘉兵衛以外にも伊勢茶にまつわる偉人に関する知識の普及啓発の取組を推進するものと考えております。
5	前文	「抹茶をはじめとした緑茶」について、法令では基本的に「はじめとする」を使用しており、確認したところ、法律での「はじめとした」の使用例は0件であったので、「抹茶をはじめとする緑茶」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見を踏まえ、前文の第5段落の「抹茶をはじめとした緑茶」を、「抹茶をはじめとする緑茶」に改めました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
6	前文	「県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていかなければならない」について、特定の飲料に愛着を持ったり、親しむことは、基本的に個人の自由に委ねられるべき事項であり、伊勢茶の振興にとって望ましいにしても、「しなければならない」というのは法的表現としてきつすぎると考えるため、「県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていくことが望まれる」などと、もう少し緩めた表現にしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 前文の第6段落は、この条例の制定に当たっての伊勢茶の振興の基本的な方向性とこの条例の基本理念を示したもので。また、この条例の基本理念に則った県民の協力等については、第9条に規定されています。
7	第1条	「計画の策定その他の伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項を定めることにより」について、条文の冒頭で「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し」と全体にかかる形での表記があり、「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し」という部分は意味が重なっているので、法令の表現はできる限り簡潔であるべきという考え方を踏まえ、「計画の策定その他の必要な事項を定めることにより」としてはどうか。なお、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第一条が同様の構文となっている。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第1条の「計画の策定その他の伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項」を、「計画の策定その他の必要な事項」に改めました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
8	第2条	販売されている茶葉についてですが、産地名はあるが伊勢茶という名は無い又は小さい物が、見受けられる中で、伊勢茶を大きく、産地名はやや小さく表示されるなどの、伊勢茶としての統一が必要ではないか。販売される業者の協力が当然必要ですが、各産地の銘柄として押し出したいという事かと、思いますが、統一銘柄としての、伊勢茶そして、各産地・製茶方法など明記していただく、そんなお願いもすべきでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> この条例における「伊勢茶」は、この条例に基づく施策の推進の対象を定めているものです。県内各地の産地の名称を冠するものも含めた県内で生産されたお茶の総称として位置付けしております。 なお、茶業団体が地域団体商標（地域ブランド）として「伊勢茶」の商標登録を行っています。この条例制定後も、引き続き、地域ブランドとしての「伊勢茶」の価値向上に努めていくものと考えております。
9	第2条	「茶葉を用いたお茶」について、茎を原料として伊勢茶として販売している商品もあるが、そのような商品が含まれなくなるおそれがあると考えられるため、「茶葉（茎を含む。）」など、茶葉に茎も含まれることが明確にわかるような表記としてはどうか。少なくとも、逐条解説では触れるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 一般に茶葉の中には茎の部分も含まれるため、かりがね茶等も当然に対象となります。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
10	第3条	<p>急須でお茶を飲む文化のないところ、煎茶を粉茶にして輸出、伊勢茶のブランドはどうするのか？</p> <p>では国内では？やはり急須でお茶を楽しむ文化は廃れつつある。では、粉茶にして飲み物や製菓原料に、伊勢茶ブランドで？各製茶工場では、喫茶部などつくり営業努力されてます。伊勢茶のブランドとしての応援は大切なことです。</p> <p>食事する処、特に和食のお店だと、お茶はただで料金に入らない。お茶に対しては必要経費であり、金銭を払う慣習のないところ、あまり良いお茶が提供されて来ませんでした。そこはどうされるのでしょうか。必要経費でしょうか？</p> <p>経費削減で、和食のお店でもお水を出すのでしょうか？回転寿司のまずい粉茶でしょうか？とても戴けません。仕方が無いから飲むだけですが、これが日本茶とは思われたくもありません。</p> <p>一般家庭で急須を使いお茶を飲まれる方はどの程度有るのでしょうか？急須を洗うのが面倒だから、ティパックはまだ良い方かも、水で済まされるかたが多いかも知れません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の制定を機に、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながるよう、急須でお茶を飲むことなど、伊勢茶の伝統と文化の振興に努めていくものと考えております。 ・ また、飲食店等での提供に当たっては、有料での提供も含め、推進していくものと考えております。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
11	第3条	第一項の「県内の主要な農産物」について、「県内」は土地の範囲を示す語であり、この表現には違和感がある。伊勢茶振興計画でも「本県の主要な農産物」とされていることから、「県の主要な農産物」とするか、行政主体としての「県」と紛らわしいなら、「本県の主要な農産物」又は「三重県の主要な農産物」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第3条第1項の「県内の主要な農産物」を「県内における主要な農産物」に改めます。 なお、「三重県」、「本県」、「県」のいずれも、地方公共団体としての三重県を指すものと解されます。
12	第3条	県内の飲食店、旅館、学校、地域その他の様々な場と記載されている。「他の様々な場」で網羅されているとは思うが、もう少し具体的に「スーパー、理美容施設、福祉施設、公民館」も入れてはどうか。特に、月間にあわせて、スーパーなどで伊勢茶フェアをしていただくと、消費者に伊勢茶が届きやすくなると思う。また、美容室の飲み物にも伊勢茶を選択肢として入れていただけると、伊勢茶がより身近な飲み物になるのではと思う。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、第3条第1項では、飲食店、旅館、学校、家庭、地域のほかにも、県内の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを基本理念としているところです。 そのため、この条例に基づき、県が伊勢茶の普及の促進をするに当たっては、「スーパー、理美容施設、福祉施設、公民館」などの地域の商業施設、公共施設等においても、伊勢茶に親しむ環境を整備することを図っていくものと考えております。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
13	第3条	第一項の「県内の飲食店（……）その他の様々な場において」について、県内に限定するのは、逐条解説では「伊勢茶の普及」とは、伊勢茶を県内外に広く行き渡らせること」としていることに反しており、普及の範囲を限定的にしてしまうものと考えるので、「県内外の飲食店（……）その他の様々な場において」とするか、県内をフューチャーしたいのであれば、「とりわけ県内の飲食店（……）その他の様々な場において」などとしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項の規定の趣旨としては、「地産地消」の考え方も踏まえ、県内における主要な農産物である伊勢茶を、県内において県民が親しむ環境を整備することを伊勢茶の普及の促進の基本理念の一つとするものです。 そのため、第1項及び第2項に規定する基本理念を相互に結び付けながら、伊勢茶の普及の促進を推進していくものと考えています。
14	第3条	第一項の「伊勢茶に親しむ環境を整備すること」について、「伊勢茶に親しむ機会の確保」との違いが不明確で、具体的な内容が必ずしも明らかではないので、より具体的でわかりやすい表現とするか、逐条解説で想定する内容について触れてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項の規定の趣旨としては、「地産地消」の考え方も踏まえ、県内における主要な農産物である伊勢茶を、県内において県民が親しむ環境を整備することを伊勢茶の普及の促進の基本理念の一つとするものです。 このことから、具体的には、この条例に定める基本的施策（飲食店営業者等による伊勢茶等の販売等の促進、伊勢茶等による乾杯の取組の促進、伊勢茶初摘みの日、伊勢茶に親しむ月間等）により、伊勢茶に親しむ環境の整備を図っていくものと考えております。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
15	第4条	<p>第4条で県の責務が規定されていて、県議会も含まれるが、施策を策定し、実施するのは、県の執行機関であり、県議会は直接には関与しない。</p> <p>そこで、この条例を提案し、本気で伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図るという県議会の意があるなら、第5条以下で茶業者の役割、茶業団体の役割、飲食店営業者等の役割を規定する前に、第4条の2に、（県議会の役割）を規定してその意気込みを示したらどうか？</p> <p>条文規定は任せるが、例えば、</p> <p>「第4条の2 県議会は、県民の代表として、前条に定める県の責務を深く自覚し、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に率先して努めるものとする。」</p> <p>ぐらい何らかのやる気は示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三重県議会基本条例に定めているとおり、本県議会は、二元代表制の下、知事等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組むこととしているところです。 <p>そのため、伊勢茶の振興に当たっては、第4条に規定する県の責務に基づき、本県議会は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策について、政策立案及び政策提言を行うとともに、知事等の行う施策について、監視及び評価を行うものと考えております。</p>
16	第5条	「以下この項において「茶業」という」について、第五条は項に分かれていないので、「以下この条において「茶業」という」とすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第5条の「この項」を「この条」に改めました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
17	第5条	「伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（……）を営む者」について、お茶の振興に関する法律第二条第三項では、同様のものを「茶業を行う者」としているので、密接に関連する法律と表記を合わせるという観点から、「伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（……）を行う者」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 「事業を行う」と「事業を営む」はほぼ同義であると考えられるところ、「飲食店営業者等」の定義と統一を図るため、「伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（……）を営む者」としています。
18	第6条	「茶業者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）」について、お茶の振興に関する法律でも「茶業団体」を同様に定義していることは承知しているが、逐条解説によると、茶業団体には全国農業協同組合連合会など幅広い対象が含まれるとのことであり、そうであれば、「茶業者が組織する団体」では茶業者のみで構成される団体、あるいは茶業者が中心となる団体と捉えられかねないと思うので、お茶の振興に関する法律における「茶業団体」にも幅広い対象が含まれるという解釈・運用がされているというのでなければ、「茶業者を構成員とする団体」など、茶業者が one of them であることもあり得ることがわかりやすい表記としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 茶業団体の中には、各地域の団体等の連合組織のように、茶業者自身が直接の構成員ではないものもあるため、茶業者が間接構成員となる連合組織が含まれるよう「茶業者が組織する団体」としています。また、「茶業者のみ」に限定していないため、組織に茶業者以外の者が含まれていても問題ありません。 なお、上記の旨を第6条の逐条解説（12ページ）において、追記しました。
19	第6条	第六条の逐条解説の【趣旨】において、「茶業団体が行う様々な活動が伊勢茶の普及に基本理念の実現に重要な役割を果たすことに鑑み」とあるが、「伊勢茶の普及に」は「基本理念の実現に」に包含されていると考えるので、「伊勢茶の普及に」を削るべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第6条の逐条解説（12ページ）の「伊勢茶の普及に」を削りました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
20	第7条	「飲食店営業、旅館業等を営む者」について、責務の対象となる主体であるのに、「等」があることで内容が不明確となつてはいるので、「飲食店営業、旅館業その他の飲食物を販売し、又は提供する事業を営む者」など、内容を明確にする表現としてはどうか。また、逐条解説でも、飲食店営業と旅館業以外の例示がされていないので、飲食店営業と旅館業のほかに対象となるものの例示をしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 飲食を提供する事業のほとんどが飲食店営業又は旅館業に包含されると考えられるため、その対象は明確だと考えます。なお、第7条の逐条解説（13ページ）のとおり、レストラン（飲食店）、ホテル（旅館）のほか、カフェ（喫茶店）等が対象となります。
21	第7条	第七条の逐条解説の「3 「販売し、又は提供する」」において、「販売し、又は提供する」とは、そのいずれも含むものです」とあるが、それだと、全て両方が含まれると捉えられかねないので、「販売し、又は提供する」とは、そのいずれもを含むものです」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見と第7条の逐条解説（13ページ）の内容に差異がないため、このままでします。
22	第9条	「伊勢茶に親しむ機会」については、表現が漠然としていると思うので、「個人や団体で集まる際には伊勢茶の提供や持参を呼びかける等」という例示を加えた方が県民の行動につながると思います。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第9条の逐条解説（15ページ）において、「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」の例示を加えました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
23	第9条	<p>「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努める」について、逐条解説を見てもその具体的な内容が明らかではなく、県民に何を求めていたかが不明確である。この条例の目的実現に向けて、一番に県民に求められることは、積極的に伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物を飲んだり、食べたりするようにすることだと思料するので、それが「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」に含まれるのかどうかは必ずしも明らかではないが、そのような趣旨を例示などの形で明記してはどうか。または、いっそのこと、「伊勢茶に親しむよう努める」としたほうがわかりやすいのではないか。少なくとも、逐条解説で「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」について、現在の抽象的な解説ではなく、具体的にどんな活動（伊勢茶を飲む、伊勢茶のイベントに参加するなど）が含まれるのかを明示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見を踏まえ、第9条の逐条解説（15ページ）において、「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」の例示を加えました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
24	第 10 条	見出しの「市町との協働」について、現在の条文の内容だと、県による協力についてのみ規定されていて、「協働」の要素がないので、この内容であれば、三重県暴力団排除条例第十三条のように「市町への協力」としてはどうか。なお、既存の県の条例で「(県と) 市町との協働」を見出しにしている 10 条例は全て、県として市町に対して求めるという内容も含まれているので、もし「市町との協働」という見出しを維持するのであれば、条文において、例えば「県は、市町に対し、県と協働してその地域に応じた伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を策定し、又は実施すること並びに県の施策に協力することを求めるものとする。」など、県として市町に対して求める内容も新たに規定してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例において、市町が自発的かつ主体的に実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について、県が必要な協力をを行うことは、県と市町とのあるべき協働の関係であると考えます。 ・ なお、伊勢茶の振興について市町の実情等が大きく異なり、また、県と市町が対等な関係である中で、ご意見のような条文を規定すると、市町に対する県の権力的な関与を行う規定であると受け止められるおそれがあるため、適当ではないと考えます。
25	第 12 条	第三項において「推進計画は、お茶の振興に関する法律（…）に規定する振興計画と一緒にものとして作成することができる」とあるが、生産振興も含めた伊勢茶の振興施策を総合的かつ効果的に実施するためには、法律に基づく計画とこの条例に基づく計画が一体的に作成されることが強く求められると考えられ、また、屋上屋を架すような類似の計画が複数作成されるという行政の非効率を生むおそれを排除するためにも、三重県こども条例第十八条第三項に倣って、「できる」規定を、「一体のものとして作成するものとする」という義務規定にしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ お茶の振興に関する法律に規定する振興計画の策定はあくまで努力義務に過ぎず、振興計画の策定を、この条例により義務付けることは適当ではないと考えます。また、知事等がこの条例に規定する推進計画を策定するに当たって、振興計画と分けて策定することが望ましいと判断する場合も考えられるため、「振興計画と一緒にものとして作成することができる」としています。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
26	第 14 条	伊勢茶による乾杯の取組の促進を規定したことは評価するが、この条例案は、講学（自治体議会学）上、2013 年の京都市清酒の普及の促進に関する条例に端を発する、いわゆる乾杯条例の一つと考えられるが、そう考えて良いか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢茶による乾杯の取組の促進への御賛同、ありがとうございます。 ・ この条例がいわゆる乾杯条例に位置付けられるかは定かではありませんが、第 14 条の規定の趣旨としては、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組により、飲食店等における伊勢茶の普及の促進に資することが期待されるため、県が伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めることを定めたものです。
27	第 14 条	「、市町、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら」について、このような連携協力が必要なのは、伊勢茶の普及宣伝など、他の施策についても基本的に同様と考えられ、乾杯の取組の促進の条文にだけ出てくるのは違和感があるので、削ってもよいのではないか。または、基本的施策全体に係る基本理念として、第三条において規定してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢茶等による乾杯の取組を促進させるには、市町、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力が特に不可欠であることから、第 14 条においては条文にその旨を明記しています。
28	第 15 条	見出しの「伊勢茶の普及宣伝等の強化」について、条文において対象となっているのは「伊勢茶等」であり、また、条文中に「強化」に相当する内容はないと思われるので、「伊勢茶等の普及宣伝等」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見を踏まえ、第 15 条の見出しを「伊勢茶等の普及宣伝等」に改めました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
29	第 16 条	第一項において「必要な支援を行う」とあるが、品種改良など新たな伊勢茶等の開発等は、県の農業研究所も行っているのではないかと考えるので、支援だけではなく、県自らが行うという趣旨も規定してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 条の規定において、県は茶業者等の自主的な努力を支援することとしていることに鑑み、第 16 条第 1 項においても、「支援する」と規定しています。 <p>なお、県の農業研究所が行う研究開発等についても、茶業者等が、その研究開発等の成果を活用し、新たな需要の開拓に資する取組を行うものであるため、この項における支援と整理されます。</p>
30	第 17 条	甜茶ー抹茶の需要が近年増えて、健康志向からも海外でも人気の様ですが、甜茶の栽培は、誰でも出来るわけでもないし、気候風土日照など影響されます。人気だからと一朝一夕には出来ません。輸出促進？何処に伊勢茶ブランドを？いかがな物でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 17 条の規定の趣旨としては、国内における緑茶の消費量が減少する一方、抹茶をはじめとした緑茶の海外における需要が増進している状況を踏まえ、県内の茶業者が海外市場の開拓等を目指すことができるよう、県が伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとしているところです。
31	第 17 条	「海外市场の開拓等」について、逐条解説にも記載がないが、「等」として何が想定されているのか。特に想定されるものがないのであれば削ってはどうか。また、何か想定があるのであれば、逐条解説に記載してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「海外市场の開拓等」には、海外市场の開拓後における一連の市場の発展段階も含まれると解されます。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
32	第 18 条	第一項の「伊勢茶に関する体験活動、学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」について、このままだと、「伊勢茶に関する」がかかるのは「体験活動」だけに読めてしまい、「学習の機会」が浮いているように思うので、「伊勢茶に関する体験活動及び学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第 18 条第 1 項の「伊勢茶に関する体験活動、学習の機会の提供」を「伊勢茶に関する体験活動及び学習の機会の提供」に改めました。
33	第 18 条	第二項の「家庭、地域等」について、家庭や地域などの様々な場という趣旨であることは理解できるが、「等」を用いると内容が不明確となり、また、逐条解説でも特に家庭と地域以外の例示がされておらず不親切であると考えるので、第三条第一項の表現と揃えて、「家庭、地域その他の様々な場」とするか、逐条解説で「等」の例示をしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域のほか、第 18 条の逐条解説（25 ページ）を踏まえれば、日本茶アドバイザー、日本茶インストラクター等による活動が期待されることから、博物館、これらの者の活動拠点等も想定されます。
34	第 19 条	「伊勢茶が古くから生産してきたことに鑑み」について、伊勢茶は単に古くから生産してきたというだけでなく、前文で示されているように、本県において歴史的、文化的に様々なエピソード等を有する重要な存在であり、そのことが伊勢茶学の必要性の根拠ともなり得るものであると考えるので、「伊勢茶が本県において豊かな伝統と文化を有するものであることに鑑み」など、その趣旨がよりわかるような表現としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第 19 条の「伊勢茶が古くから生産してきたことに鑑み」を「伊勢茶が県内において豊かな伝統と文化を有するものであることに鑑み」に改めました。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
35	第 21 条	第一項の「機運」について、法令では基本的に「気運」が用いられており、確認したところ、法律及び三重県条例での「機運」の使用例は 0 件であったので、「気運」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、第 21 条の「機運」を「気運」に改めました。
36	第 21 条	第三項において「県は、四月二十九日から五月三十日までの期間において、伊勢茶初摘みの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努める」とあるが、これでは、八十八夜を伊勢茶初摘みの日と定める意義が乏しくなると考えるので、いっそのこと、「伊勢茶初摘みの日」ではなく、「伊勢茶初摘み期間」を設けることとし、その期間を 4 月 29 日から 5 月 30 日までとしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 第 21 条の逐条解説（28 ページ）のとおり、お茶と八十八夜には深いつながりがあり、こうした由来を踏まえ、八十八夜を伊勢茶初摘みの日としています。一方で、新茶が作られる時期は産地、お茶の種類等によって 1 か月程度前後することから、4 月 29 日から 5 月 30 日までを取組期間としています。
37	第 21 条 第 22 条	<p>伊勢茶初摘みの日の設置は評価するが、この日を含む月間の推進事業と、第 22 条に規定する伊勢茶と親しむ月間と、2 つの重心を置いた月間の創設のメリットは何か？</p> <p>また、第 22 条では、11 月は逐条解釈にもあるように 11 月 8 日を伊勢茶の日として規定し、伊勢茶に親しむ月間として盛り上げた方が効果的だと考えるが、一般的な初摘みの日だけ設け、三重県固有の伊勢茶の日を設けなかつた理由は何か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢茶初摘みの日への御賛同、ありがとうございます。 この条例において伊勢茶初摘みの日及び伊勢茶に親しむ月間を設けたのは、新茶が出回り、消費者の認知度も高い時期と、茶業団体関連のイベントや文化的なイベントの開催が多い時期に、県がそれぞれの趣旨にふさわしい事業を実施することにより、効果的に伊勢茶の振興につながるものと考えているためです。 伊勢茶に親しむ月間については、11 月には茶業団体関連のイベントや文化的なイベントの開催が多い時期であることから、県がこれらのイベントと効果的に連携させるため、11 月全体を期間として設けることとしたところです。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
38	第 22 条	伊勢茶に親しむ月間が 11 月であることは素晴らしい。今年 11 月には県内でインフルエンザが猛威を振るった。緑茶にはインフルエンザ予防効果がある。ぜひ 11 月に県内各地（特に学校や福祉施設など、子どもや高齢者の多くみえるところ）で伊勢茶を飲む機会を積極的に作っていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢茶に親しむ月間への御賛同、ありがとうございます。この条例の制定を機に、県として 11 月に県内各地で伊勢茶に親しむ機会の提供に資する取組等を推進していくものと考えております。
39	第 22 条	11 月 1 日は紅茶の日。三重県出身の大黒屋光太夫がロシアのエカテリーナ二世のお茶会に招かれ、日本人として初めて正式な茶会で紅茶を飲んだという逸話より。（参照：日東紅茶HP）本条例は紅茶も対象であることから、ぜひこの話を参考に、11 月の月間に和紅茶などの普及啓発もしやすい形にしてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、この条例では県内で生産された和紅茶等も対象となるため、この条例の制定を機に、伊勢茶に親しむ月間の推進に当たっては、県として和紅茶等の普及啓発も推進していくものと考えています。

No.	該当箇所	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
40	第 22 条	第一項において「伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため」とあるが、「伊勢茶に親しむ月間」という名称であるなら、その目的は「伊勢茶初摘みの日」の目的の「県民の伊勢茶に親しむ機運を高めるため」のほうがふさわしいと思われ、また、「伊勢茶について県民の関心と理解を深める」ことも、究極的には「県民の伊勢茶に親しむ機運を高める」ことにつながるものだと考へるので、いっそのこと、第二十一条と第二十二条を合体させ、見出しを「(伊勢茶初摘みの日及び伊勢茶に親しむ月間)」として、第一項で「県民の伊勢茶に親しむ機運を高めるため、伊勢茶初摘みの日及び伊勢茶に親しむ月間を設ける。」と規定し、現在の第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条第二項及び第三項を、順次、第二項から第五項までとして規定し直してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 「伊勢茶に親しむ月間」は、伊勢茶について県民の関心と理解を深めることを通じて、県民が伊勢茶に親しむ趣旨で設けられたものであるため、「伊勢茶初摘みの日」とその趣旨が異なります。また、趣旨や期間が異なる第 21 条と第 22 条の規定をまとめて一つの条にすると条文構造が複雑になり、かえって難解となるおそれがあることから、二つの条に分けて条文化しています。
41	概要	概要のイラストが緑茶に偏っているため、ウーロン茶や紅茶のイラストも入れてはどうか。本条例が、緑茶のみならず、紅茶やウーロン茶に尽力されている方々にとっても、関係があると一目でわかると、裾野が広がると思う。	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を踏まえ、概要資料を一部修正いたしました。